

電気料金メニュー定義書（もらえる電気専用）

【もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）】

東京ガス株式会社

2023年9月1日実施

目次

| | | |
|----|--|----|
| 1 | 実施期日 | 3 |
| 2 | 定義 | 3 |
| 3 | 適用条件 | 3 |
| 4 | 供給電気方式、供給電圧および周波数..... | 4 |
| 5 | 契約電流 | 4 |
| 6 | 電気料金 | 5 |
| 7 | Amazon ギフト券の贈呈..... | 7 |
| 8 | 適用期間 | 8 |
| 9 | 契約電流または電気料金メニューの変更..... | 9 |
| 10 | もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）の定義書の変更および廃止 | 9 |
| | 別表..... | 11 |
| 1 | 燃料費調整 | 11 |

電気料金メニュー定義書【もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）】（以下「もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）の定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（もらえる電気専用）（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）の定義書に定める基本料金、電力量料金、および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

1 実施期日

もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）の定義書は、2023 年 9 月 1 日より実施します。

2 定義

次の言葉は、もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）の定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款（もらえる電気専用）に定義される言葉は、もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）の定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とします。）をいいます。

3 適用条件

もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）の定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- ① お客さまが、当社との「もらえる電気」の電気需給契約に切り替える直前に、東京電力エナジーパートナー株式会社との間で、東京電力エナジーパートナー株式会社のスマートライフプランまたはスマートライフプラン S のいずれかの契約を締結していたこと。
- ② 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ③ 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めるときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- ④ 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。
- ⑤ 電気需給約款 1（適用）（2）に定める東京電力エリアの低圧需要であること。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

5 契約電流

- (1) 契約電流は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、10 アンペア、

15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただく契約電流の値等に決定することがあります。また、①の場合で、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。

① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。ただし、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐことがあります。

② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。

③ 当社の他の契約種別の電気需給契約から切り替える場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。ただし、当該他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐことがあります。

(2) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

6 電気料金

(1) 季節区分、平日休日区分および時間帯区分

① 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ 冬季 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

ハ その他季 夏季および冬季以外の期間をいいます。

② 平日休日区分は、次のとおりといたします。

イ 平日 休日以外の日をいいます。

ロ 休日 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休

日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいいます。

③ 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク 夏季の平日における毎日10時から17時までの時間をいいます。

ロ オフピーク 毎日7時から23時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

ハ 深夜 毎日1時から6時までの時間をいいます。

ニ 夜間 ピーク、オフピークおよび深夜以外の時間をいいます。

(2) 区分別使用電力量

使用期間中の季節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量は、季節別、平日休日別および時間帯別に、30分ごとの使用電力量を、使用期間において合計した値とし、当月の使用電力量は、使用期間中の季節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

(3) 基本料金

1か月の基本料金は、契約電流により、次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| | |
|--------------|------------|
| 契約電流 10 アンペア | 295.24 円 |
| 契約電流 15 アンペア | 442.86 円 |
| 契約電流 20 アンペア | 590.48 円 |
| 契約電流 30 アンペア | 885.72 円 |
| 契約電流 40 アンペア | 1,180.96 円 |
| 契約電流 50 アンペア | 1,476.20 円 |
| 契約電流 60 アンペア | 1,771.44 円 |

(4) 電力量料金

1か月の電力量料金は、時間帯別の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

| | |
|-------------------|---------|
| ピーク 1 キロワット時につき | 35.96 円 |
| オフピーク 1 キロワット時につき | 35.96 円 |
| 夜間 1 キロワット時につき | 35.96 円 |
| 深夜 1 キロワット時につき | 28.06 円 |

(5) 最低月額料金

(1)および(2)によって計算された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 か月の電気料金は、次の最低月額料金および電気需給約款別表 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

| | |
|---------|----------|
| 1 契約につき | 321.42 円 |
|---------|----------|

(6) 基本料金と電力量料金との合計が負となる場合の特例

(3)および(4)によって計算された基本料金と電力量料金に加え、付帯メニューが適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となるときは、その 1 か月の料金は、電気需給約款別表 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

7 Amazon ギフト券の贈呈

(1) 当社は、お支払いいただいた毎月の電気料金に基づき、(2)により計算される Amazon ギフト券の金額の情報を Amazon.com, Inc. またはその関連会社へ提供します。当社が Amazon.com, Inc. またはその関連会社に提供した情報に基づき、Amazon.com, Inc. またはその関連会社より、原則として電気料金の請求月の末日までに Amazon ギフト券が進呈されます。進呈された Amazon ギフト券は、Amazon.com, Inc. またはその関連会社の WEB サイトにてご確認いただけます。お客様の Amazon アカウントが失効した場合、退会された場合、その他の Amazon.com, Inc. またはその関連会社が定める Amazon ギフト券細則にもとづく Amazon ギフト券の進呈のための条件を満たさなくなった場合は、Amazon ギフト券は進呈されません。なお、Amazon ギフト券が進呈されなくなった場合でも電気需給契約は継続いたします。当社の責めによらない理由により、お客様に不利益が生じてても、当社はその責任を負いません。

(2) お客様に進呈される Amazon ギフト券の金額は、毎月の電気料金に応じて、下表の乗率によって計算いたします。その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。なお、お客さ

まに進呈される Amazon ギフト券の金額の計算に用いる電気料金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いたものとしたします。

- ① 需給開始日が属する使用期間から起算して 12 回目の使用期間まで

| 電気料金 | 還元率 |
|-------------------------|------|
| 5,000 円未満の場合 | 0.5% |
| 5,000 円以上、10,000 円未満の場合 | 1.0% |
| 10,000 円以上の場合 | 1.5% |

- ② 需給開始日が属する使用期間から起算して 13 回目以降、24 回目の使用期間まで

| 電気料金 | 還元率 |
|-------------------------|------|
| 5,000 円未満の場合 | 0.5% |
| 5,000 円以上、10,000 円未満の場合 | 1.0% |
| 10,000 円以上の場合 | 2.0% |

- ③ 需給開始日が属する使用期間から起算して 25 回目以降の使用期間

| 電気料金 | 還元率 |
|-------------------------|------|
| 5,000 円未満の場合 | 0.5% |
| 5,000 円以上、10,000 円未満の場合 | 1.0% |
| 10,000 円以上の場合 | 2.5% |

8 適用期間

- (1) もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）の適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2) もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）の適用期間は、(1)に定める適用開始日から適用開始日以降に到来する 4 月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。
- (3) (2)に定める適用期間の満了に先だって、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）にもとづき、もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）の変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその後到来する 4 月の電気の計量日の前日まで継続され、以後こ

れにならうものとしします。

- (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

① 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、当社指定のウェブサイトに掲載する方法、電子メールによる方法その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。

② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。

9 契約電流または電気料金メニューの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな電気需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流の変更を希望する場合には、この限りではありません。

- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。

- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

10 もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。

- (2) 当社は、もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定

期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社指定のウェブサイトに掲載します。

- (3) もらえる電気・時間帯別料金 A 契約タイプ（東京電力エリア）の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

燃料費調整単価

$$\begin{aligned} &= (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \\ &\quad \times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合

燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \\ \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

| 平均燃料価格計算期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年 | 翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間 |

| | |
|--------------|--|
| の2月29日までの期間) | |
|--------------|--|

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

| | |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 0.183円 |
|------------|--------|

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。